

豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成24年4月1日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第1条に規定する障害福祉サービス事業者等（以下同じ。）に対する指導方法を定めるものとする。

(集団指導の対象及び実施方法)

第2条 集団指導（要綱第3条第2項に定める集団指導をいう。以下同じ。）は、原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。

2 集団指導は、あらかじめ実施日時、場所、指導内容等を定め、原則として実施日の概ね3週間前までに当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

3 集団指導は、自立支援給付対象サービス等（要綱第1条に定める自立支援給付対象サービス等をいう。以下同じ。）の取扱い、その費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者又は障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法により行う。

(実地指導の対象及び実施方法)

第3条 実地指導（要綱第3条第3項に定める実地指導をいう。以下同じ。）は、前条に規定する集団指導の出欠状況等を踏まえて、前年度及び前々年度に実地指導の対象とならなかった障害福祉サービス事業者等から選定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス事業者等は、実地指導の対象とする。

(1) 利用者等からの苦情が多い等、特に実地指導の実施が必要と認められる障害福祉サービス事業者等

(2) 関係行政機関等からの情報提供を受けて、実地指導の実施が必要と認められる障害福祉サービス事業者等

(3) 実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等で再度の実地指導により、改善が見込まれる障害福祉サービス事業者等

(4) 前各号に該当する障害福祉サービス事業者等のほか市長が実地指導の実施が必要と認める障害福祉サービス事業者等

3 実地指導は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

(1) 実地指導の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を、「実地指導の実施及び関係書類の事前準備について」（以下「実地指導実施通知」という。）により、あらかじめ対象の障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者又は障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合など、市長が緊急を要するも

のと判断した場合は、指導開始時に通知することにより、実地指導を行うことができる。

- (2) 実地指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は、実地指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。
- (3) 実地指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- (4) 実地指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、実地指導の進捗状況により、あらかじめ通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、実地指導を中断しその日以降において市長が定める日に、実地指導を再開するものとする。
- (5) 実地指導は、実施場所において当該障害福祉サービス事業者等から事前若しくは当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該障害福祉サービス事業者等が運営する当該指定に係るサービス事業所の管理者等から事情聴取を行うことにより実施する。また、指定等の基準に違反する場合又は自立支援給付対象サービス等の内容若しくは自立支援給付対象サービス等に係る費用の請求について過誤等が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。
- (6) 実地指導終了後、実地指導担当者は「実地指導結果報告書」を作成し、市長に報告するものとする。

(指導の結果通知等)

第4条 実地指導の結果については、「実地指導の結果について」(以下「指導結果通知」という。)により、当該障害福祉サービス事業者等に対して通知する。

- 2 実地指導の結果、改善を要する事項が見受けられる障害福祉サービス事業者等に対しては、前項の規定による指導結果通知において、該当する運営基準等の項目、根拠法令等改善を要する事項及び改善すべき内容を明示し、市長の定める日までに「実地指導改善報告書」(以下「改善報告書」という。)の提出により、改善状況を報告させるものとする。

(関係行政機関等との連携)

第5条 実地指導に際しては、関係行政機関等と連携を図り実施するものとし、必要に応じて情報交換等を行うものとする。

- 2 実地指導終了後において必要がある場合は、指導結果通知及び改善報告書の内容について関係行政機関等に情報提供を行うことができるものとする。

(自立支援給付対象サービス等に係る費用の算定に係る自主点検の指導等)

第6条 実地指導において、自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他自立支援給付対象サービス等を行った全ての事例(ただし、実地指導の実施日において自立支援給付等に係る費用の返還請求に関し、消滅時効の期限が到来しているものを除く。なお、当該障

害福祉サービス事業者等が任意で消滅時効期限の到来分を対象とすることを妨げるものではない。)に関して、自主的に点検(以下「自主点検」という。)させるとともに、当該自主点検の結果過誤が確認されたときは、当該過誤に係る自立支援給付対象サービス等に係る費用の調整(以下「過誤調整」という。)等による返還を行うよう指導するものとする。

- 2 前項の指導は、第4条に規定する指導結果通知において行う。併せて、前項の規定による自主点検の結果、過誤調整の額等を、改善報告書の提出において報告させるものとする。
(監査への変更等)

第7条 実地指導を実施している途中で、重大な指定等の基準違反の事実が確認された場合若しくは疑われる場合又は利用者に対して虐待を行ったと判断される場合若しくは疑われる場合において、自立支援給付対象サービス等に係る費用の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合若しくは疑われる場合等は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施することができる。

- 2 第4条第2項に規定する市長の定める日を経過したにもかかわらず、当該障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく改善を行わない場合又は改善に係る報告を行わない場合は、速やかに監査を実施するものとする。

- 3 第4条第2項に規定する市長の定める日を経過したにもかかわらず、当該障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく過誤調整を行わない場合は、速やかに監査を実施するものとする。
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。